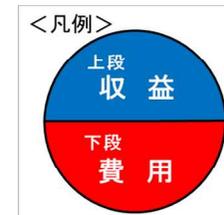
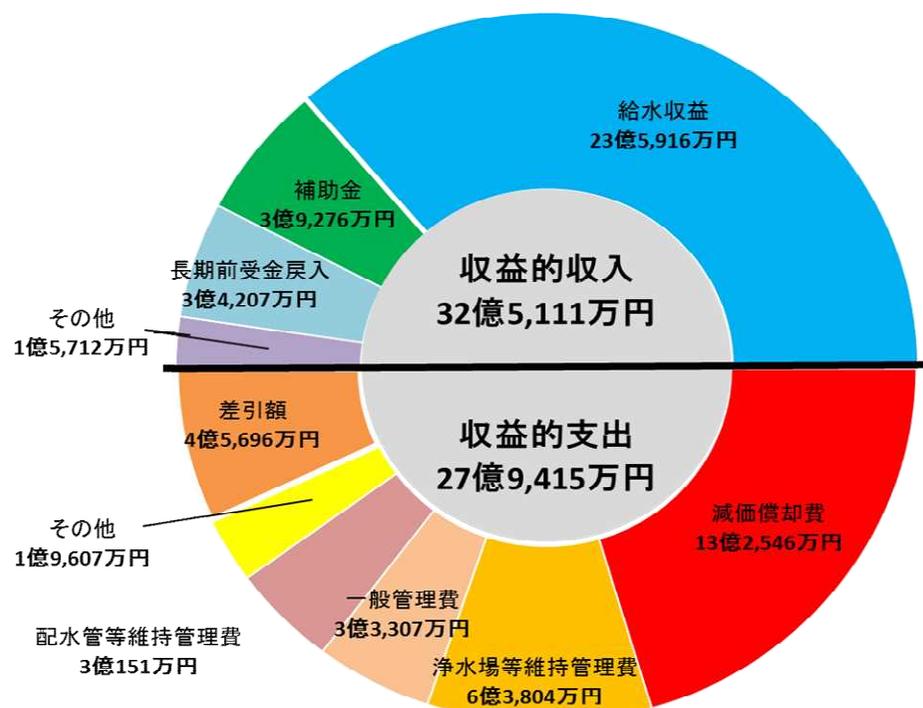


平成29年度 秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

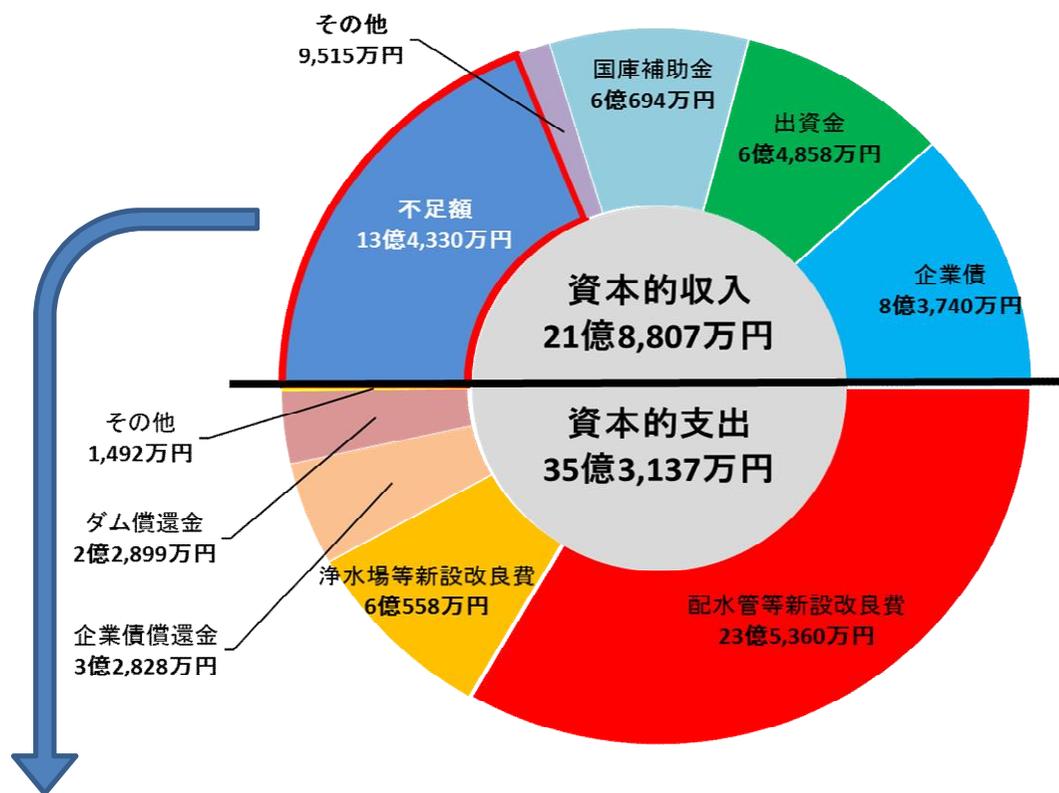
(3条+4条)	
収入合計:	54億3,918万円
支出合計:	63億2,552万円
差額:	△ 8億8,634万円



3条予算 収益的収入及び支出の内訳(税込)



4条予算 資本的収入及び支出の内訳(税込)



※資本的収入と支出の差引不足額13億4,330万円は、①当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億6,835万円、②過年度分損益勘定留保資金11億7,494万円^①で補てんする。

平成29年度 秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (給 水 契 約 件 数)	43,560 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	15,598,275 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	42,735 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
原水及び浄水施設工事	588,364 千円
配水及び給水施設工事	1,860,209 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益	3,251,107 千円	
第1項 営業収益	2,433,137 千円	
第2項 営業外収益	817,960 千円	
第3項 特別利益	10 千円	
		支 出
第1款 水道事業費用		2,794,153 千円
第1項 営業費用		2,611,556 千円
第2項 営業外費用		166,597 千円
第3項 特別損失		1,000 千円
第4項 予備費		15,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,343,293千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 168,353千円、過年度分損益勘定留保資金 1,174,940千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2, 1 8 8, 0 7 2 千円
第1項	企 業 債	8 3 7, 4 0 0 千円
第2項	出 資 金	6 4 8, 5 8 2 千円
第3項	他 会 計 負 担 金	2 4, 9 0 7 千円
第4項	国 庫 補 助 金	6 0 6, 9 4 2 千円
第5項	県 費 補 助 金	7 0, 2 4 1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3, 5 3 1, 3 6 5 千円
第1項	建 設 改 良 費	2, 9 6 9, 0 9 7 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3 2 8, 2 7 6 千円
第3項	割 賦 購 入 償 還 金	2 2 8, 9 9 2 千円
第4項	予 備 費	5, 0 0 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業	千円 8 3 7, 4 0 0	証書借入	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款 水道事業費用のうち、第1項 営業費用、第2項 営業外費用及び第3項 特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これら経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	435,730 千円
(2) 交際費	10 千円

(構成市町からの補助金)

第9条 構成市町からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 簡易水道債償還利息に対する補助金	12,316 千円
(2) 浦山ダム建設費割賦負担金償還利息に対する補助金	13,520 千円
(3) 児童手当補助金	2,867 千円
(4) 高料金対策助成補助金	257,995 千円
(5) 簡易水道不採算経費補助金	25,327 千円
(6) 広域化に伴う水道料金差額分補助金	66,888 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,849千円と定める。